

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

| No. | コメントの概要   | 金融庁の考え方  |
|-----|---|--|
| 1   | <p>現在も色々な銀行で様々な実証実験が行われているが、このうち本改正によって今後規制対象とされるのは、銀行業高度化等会社を設立する意図を持って行う実証実験のみとの理解でよいか。それ以外の実証実験はどのような取扱いになるのか。</p>   | <p>今回の改正は、銀行及び当該銀行のグループ会社等において、設立を目指す銀行業高度化等会社で実施予定の業務と同等の行為を試験的に実施することができるか明らかではなかったため、当該行為が銀行法上の「業務」には該当せず、行うことができることを明確化したものです。</p> |
| 2   | <p>新たな技術について応用可能性などを確かめるために、モデルで実証実験を行うケースがある。その後、その技術の応用可能性を見出し、事業化を検討する段階になって初めて具体的な仕組みやビジネスモデル、サービス設計について検討を行うことになる。</p> <p>例えば、DLTの仕組みをテストしたとして、その仕組みで台帳記録する対象は電子的に移転、記録できる情報であれば、ある意味何でもよい。ため、実証実験の段階、実用化を目的とした実証実験の段階、実際のリリースの段階で、使っているデジタル技術基盤や仕組みは全く同じでも、記録や移転の対象となるものが全く異なることもあり得る。</p> <p>そして、最終的にリリースするサービスを絞り込み、事業化を検討することになった段階で初めて、法令上の銀行の業務範囲との関係から子会社で行う必要があるか、子会社にする場合、銀行業高度化等会社である必要があるかについて検討が行われる。このような場合では、どの段階から本改正の規制対象になるのか。仮に銀行業高度化等会社を設立する方向となった場合は、遡及して R&amp;D 段階から規制対象となるのか。</p> | <p>そのため、今回の改正は、新たな規制を課すものではありません。</p> <p>なお、銀行等において従前から行われている業務範囲規制の範囲内での実証実験については、これまでどおり実施可能であり、従前の取扱いを変更するものではありません。</p>            |
| 3   | <p>いわゆる実験というものには、概念実証から、限定的なユーザーでの実証実験、広範なユーザーでのベータ版のリリースまで様々あるが、これらは相対概念であり、明確なバウンダリが必ずしもあるわけではない。POC をベースに機能を追加したり、ユーザーや IT 企業などにテスト</p>  |  |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | <p>してもらったりして徐々に実証実験に近づいていき、さらにテストの範囲を広げていくことでベータ版に近づいていくという形で実験が進んでいくこともある。例えば、AI を例にすると、POC 段階の簡易なモデルから、深層学習モデルに拡張していき、さらに学習材料を投入したり、オープンソースにアクセスしたり、ユーザー役となる外部の企業などにテストしてもらったりしていくことで最終的なサービスモデルに近づいていくといったイメージである。このケースでは、POC の段階では事業化が目的ではなく技術検証が主目的になるが、徐々に実用化、事業化の確証が高まっていくと言った具合である。そのため、各実験段階に明確なバウンダリがあるわけではなく、どこからが会社設立の準備行為なのか、実験している当人でも分からない。POC からベータ版までのどこかの段階で、本改正案でいうところの実証実験になると思われるが、どの時点から規制対象になるのか。</p> |  |
| 4 | <p>法令上の業務範囲に則っていても、本改正案の追加要件に則した挙証が不十分又は見解の相違があった場合、行政処分の対象になるのか。</p>  |  |
| 5 | <p>高度化等会社の設立を検討するに先立ち、業務範囲規制に反しない範囲で実証実験を行うことはこれまでも当然認められる行為だと認識しているが、あえて追加の規制を導入するのであれば、具体的な立法事実をお示しいただきたい。</p>   |  |
| 6 | <p>業務範囲規制は健全性の確保や他業のリスクが銀行業に波及することを防ぐことなどを趣旨としており、その業務範囲規制で認められている範囲での業務や、銀行法上の業務といえない実験行為まで追加的に規制するのは過度に保守的ではないか。</p>   |  |
| 7 | <p>およそ業務や事業といえない実証実験までもし規制するのであれば、銀行のイノベーションを阻害すると考える。近年の銀行を取り巻く環境を踏まえれば、本規制強化は世の中の流れと逆行するのではないか。</p>  |  |

|    |   |                   |
|----|---|-------------------|
| 8  | <p>銀行、系統金融機関、保険会社のみが規制対象となっているが、証券会社や資金移動業者、電子マネー事業者が行う実証実験も規制対象とすべきではないか。</p>  |                   |
| 9  | <p>AI や DLT などの分野では、技術的なフィジビリティの確認や調査、研究を目的として、社内のテスト環境で技術的な検証を行うことがよくある。例えば、モックアップ環境で従業員にテストしてもらったり、DLT ではテストの性質上、ノードを社外の複数の端末を用いて行うこともある。それらも本改正の規制対象になるのか。なる又はならない場合、その範囲を画定するための構成要件は何か。</p>              |                   |
| 10 | <p>改正の趣旨は、法律の業務範囲上、これまで銀行業高度化等会社にしか認められない業務であっても、今後は実証実験として指針の範囲内であれば銀行でも行うことを認めるという理解でよいか。そうだとすると、その新たに認められた範囲だけがこの指針の要件に基づく規制対象ということか。ところで、その新たに認められる範囲とは何か。</p>  |                   |
| 11 | <p>「他業禁止の趣旨」とあるが、「実証実験」は銀行法の「業務」に該当するものも含むのか。その場合に銀行が行う実証実験は、銀行が行うことのできる業務として、どの条に当たるのか確認したい。また、子会社が行う実証実験は、どの条に当たるのか確認したい。なお、銀行法の「業務」に該当するものも含むのであれば、そのことを明確にすべく「同等の行為を…」とあるのは「同等の業務や行為を…」とするなど修正してはどうか。</p> |                   |
| 12 | <p>検討が求められるリスク等は、あくまで「当該実証実験」に係るものであり、実証実験の実施前段階で、事業化した場合に想定されるリスク等までを個別具体的に検討することまでは求められず、その検討や挙証の程度も、実証実験の規模や態様に応じたものとの理解でよいか。実証実験は、事業化した際のリスクや課題等の洗い出しを行うものであり、実証実験段階で事</p>                                | <p>ご理解のとおりです。</p> |

|           |   |  |
|-----------|---|--|
|           | <p>業化時と同様の検討が求められる場合、過度な負担となり、イノベーションを阻害するおそれがある。</p>   |  |
| <p>13</p> | <p>実証実験は、一般的には、新開発の製品・技術などを、実際の場面で使用し、実用化に向けての問題点を検証することを言うが、社会的に定義が確立した概念ではなく銀行法に定義がある法律用語ではないと認識している。本改正案では規制対象となる実証実験の一応の定義を定めているが、実証実験そのものではなく、目的や準備行為の範囲と言った、さらに定義が必要な概念的用語で定義されており、何が規制対象になるのか非常に分かりにくい、判断に迷うと感じた。</p> <p>しかも、何が対象なのかすら、分からないのに、健全性や適切な業務運営に影響を与えないことを自ら挙証せよと言われても困る。そもそも「ない(シロ)」ことを証明するのは悪魔の証明であり、理解に苦しんでいる。リスクがあるから実験をするわけであり、リスクがないことを証明するというのはどういう趣旨なのかイメージが湧かない。</p> <p>せめて規制対象となる実験、ならない実験はそれぞれどのような実験を指すのか明らかにしてほしい。例でもよいので挙げていただけないか。</p> | <p>今回の改正は、銀行及び当該銀行のグループ会社等において、設立を目指す銀行業高度化等会社で実施予定の業務と同等の行為を試験的に実施することができるか明らかではなかったため、当該行為が銀行法上の「業務」には該当せず、行うことができることを明確化したものです。</p> <p>そのため、今回の改正は、新たな規制を課すものではありません。</p> <p>なお、リスク等に係る検討については、NO.12を参照願います。</p>  |
| <p>14</p> | <p>実証実験は、そもそも事業化するかどうかを検討することを目的に行うため、実証実験を行う時点では事業化するかどうかはもちろん、ましてや会社を設立するかは決まっていないことが通常だと思われる。設立の適否を判断するための準備行為だと言われればそうかもしれないが、結果として準備行為になるということであって、本改正案における実証実験が何を指しているのか分からない。こうした通常の実証実験にはどのような影響があるのか。</p>  | <p>今回の改正は、銀行及び当該銀行のグループ会社等において、設立を目指す銀行業高度化等会社で実施予定の業務と同等の行為を試験的に実施することができるか明らかではなかったため、当該行為が銀行法上の「業務」には該当せず、行うことができることを明確化したものであり、実証実験の結果、採算性・事業継続性の観点から、銀行業高度化等会社の設立に至らない場合もありうると考えます。</p> <p>なお、「通常の実証実験」が銀行等において従前から行われていた実証実験を指すのであれば、これまでどおり業務範囲規制の範囲内で実施可能であり、今回の改正により影響を受けるものであり</p> |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    |  | ません。   |
| 15 | <p>事業会社や IT 企業、フィンテック企業などと<br/>         合同で実証実験を行う場合についてお尋ねす<br/>         る。例えば、最終的にコンソーシアムで合併会<br/>         社の設立を目指している場合（銀行から見ると<br/>         銀行業高度化等会社に該当する会社への 5%超<br/>         出資）、本改正の規制対象となるのは、当然銀行<br/>         のみとの理解でよいか。その場合でも、コンソ<br/>         ーシアム全体で管理する実証実験プロジェクト<br/>         全体について銀行がシステムリスクなどの挙証<br/>         義務を負うことになるのか。また、他社の機密<br/>         などで開示が得られない場合、何か留意点はあ<br/>         るか。</p>   | <p>今回の改正は、銀行及び当該銀行のグループ会<br/>         社等において、設立を目指す銀行業高度化等会社<br/>         で実施予定の業務と同等の行為を試験的に実施す<br/>         ることができるか明らかではなかったため、当該<br/>         行為が銀行法上の「業務」には該当せず、行うこ<br/>         とができることを明確化したものです。</p> <p>そのため、今回の改正は、新たな規制を課すもの<br/>         ではありません。</p> <p>なお、実施しようとする実証実験に伴うリスク<br/>         については、金融機関が入手可能な情報等に基づ<br/>         いて、当該金融機関や金融機関グループの健全性<br/>         及び業務の適切な運営に影響を与える可能性を検<br/>         討すれば足りると考えます。</p> |
| 16 | <p>他業銀行業高度化等会社が営むことのできる<br/>         業務には、再生可能エネルギーの発電・販売事<br/>         業のような、従来、銀行において営むことがで<br/>         きないと解されてきた業務が含まれると思う<br/>         が、こうした再生可能エネルギーの発電・販売<br/>         事業を、実証実験に必要な範囲の内容、規模、<br/>         期間に限定し、銀行や銀行グループの健全性及<br/>         びその業務の適切な運営に影響を与えないこと<br/>         を条件として、銀行本体において実証実験とし<br/>         て実施することも認めるとい趣旨なのか否<br/>         か、明確にした方がよいと考える。</p>  | <p>監督指針上の「実証実験」として整理可能か否か<br/>         は、個別事例ごとに実態に即し、各金融機関にお<br/>         いて実質的に判断されるべきものと考えますが、実<br/>         証実験の内容、規模、期間を必要な範囲に限定し、<br/>         銀行や当該銀行グループ等の健全性及びその業務<br/>         の適切な運営に影響を与えないのであれば、当該<br/>         金融機関が、他業銀行業高度化等会社の設立に向<br/>         けた準備行為として実証実験を行うことも可能と<br/>         考えます。</p>   |
| 17 | <p>銀行本体において実証実験を行う場合、この<br/>         ような実証実験を銀行の固有業務、銀行法第 10<br/>         条第 2 項各号に掲げる業務と整理できず、「その<br/>         他の付随業務」として整理せざるを得ないケー<br/>         スがあると思わすが、このようなケースでは、<br/>         主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-2-<br/>         2(4)、中小・地域金融機関向けの総合的な監<br/>         督指針 III-4-2-2(4)に規定する①から<br/>         ④までの要素に基づいて、実証実験が「その<br/>         他の付随業務」の範疇にあるかどうかを判断する<br/>         必要があるのか、明確にした方がよいと考える。<br/>         仮に、①「当該業務が法第 10 条第 1 項各号及び<br/>         第 2 項各号に掲げる業務に準ずるか」の要素を<br/>         満たさなければ銀行本体で実証実験ができない</p> | <p>今回の改正は、銀行及び当該銀行のグループ会<br/>         社等において、設立を目指す銀行業高度化等会社<br/>         で実施予定の業務と同等の行為を試験的に実施す<br/>         ることができるか明らかではなかったため、当該<br/>         行為が銀行法上の「業務」には該当せず、行うこ<br/>         とができることを明確化したものです。</p> <p>したがって、銀行本体が行う銀行業高度化等会<br/>         社設立に向けた準備行為が、監督指針上の「実証実<br/>         験」として整理できる限りにおいて、「その他の付<br/>         随業務」の範疇にあるか否かの検討は不要と考<br/>         えます。</p>   |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | <p>のだとすると、銀行本体において実施できる実証実験の幅は相当程度限定されてしまい、他業銀行業高度化等会社の設立準備に実務上支障が生ずると思われる。</p>  |  |
| 18 | <p>健全性や業務の適切な運営に影響を与えないことの挙証とは、実証実験が業務範囲規制に反しないことの挙証だけでは足りないということか。</p>  | <p>NO. 12 を参照願います。</p>   |
| 19 | <p>「実証実験」について、銀行法の「業務」に該当するものは含まないのであれば、「他業禁止の趣旨」を持ち出す必要はないため削除してはどうか。銀行法の「業務」に当たらない「実証実験」としても他の法律では「業務」として扱われる場合があるとすれば、銀行法の「業務」と他の法律の「業務」の範囲は異なるのか。</p>      | <p>今回の改正は、銀行及び当該銀行のグループ会社等において、設立を目指す銀行業高度化等会社で実施予定の業務と同等の行為を試験的に実施することができるか明らかではなかったため、当該行為が銀行法上の「業務」には該当せず、行うことができることを明確化したものです。</p> <p>なお、銀行等が行う実証実験が、他の法律における「業務」に該当するか否かについては、当該法律の所管行政庁にご確認ください。</p> |
| 20 | <p>改正案のとおりとすれば、銀行は（実証実験と言い張れば）許認可もなくなんでもできることとなる。例えば、地方において八百屋や魚屋、本屋、電気屋、不動産屋などに進出し、地方の零細企業に影響を与えることとなるが、そのことと銀行の役割をどのように考えるか。銀行や銀行グループの健全性の前に考えるべきことはないか。</p> | <p>銀行業高度化等会社は、銀行業の高度化や利用者の利便の向上又は地域活性化に資する業務（見込まれるものを含む）を営む会社であり、今回の改正により明確化する「実証実験」とは、あくまでも銀行業高度化等会社の設立に向けた準備行為の範囲で当該業務と同等の行為を試験的に実施することを指します。</p> <p>なお、銀行業高度化等会社が営むことができる業務範囲については、従前から変更ありません。</p>     |
| 21 | <p>実証実験を、高度化等会社に係る認可手続き中も中断することなく継続し、認可が得られた後、そのまま業務に移行することも許容されるか。</p>  | <p>銀行等における実証実験の継続中に、当該実証実験の対象となる行為を行う高度化等会社に係る認可手続きを行う場合において、当該実証実験を中断する必要はありません。また、高度化等会社の認可後に当該会社において、実証実験を行っていた行為を銀行等から移行した上で、業務として行うことは許容されるものと考えます。</p>   |
| 22 | <p>本監督指針改正案の要件を満たす実証実験であれば、ユーザーからの対価の收受を伴うものについても認められるという理解でよいか。</p>   | <p>ご理解のとおりです。</p>  |
| 23 | <p>本監督指針改正案は、『他業銀行業高度化等会社（一定の銀行業高度化等会社を含む）』設立に向けて、銀行本体を含む銀行グループにおい</p>   | <p>（１）、（２）ともにご理解のとおりです。</p>  |

|    |  |            |
|----|--|------------|
|    | <p>て、採算性・事業継続性を検証するための実証実験を行う場合の考え方を明確化するもの」とされている。</p> <p>このような場合には必ずしも当たらない、従前から事実行為として業務範囲規制の範囲内で整理され行われてきたものと同種の実証実験について、本監督指針改正後も、</p> <p>(1)引き続き実施できるという理解でよいか。</p> <p>(2)追加の負担が求められないという理解でよいか。</p>             |            |
| 24 | <p>他業銀行業高度化等会社の設立に際し行われる実証実験であって、業務範囲規制に抵触しないとの整理が別途行われているものに関して、改めて本監督指針改正案に基づく整理を求められるわけではない、という理解でよいか。</p>  | ご理解のとおりです。 |
| 25 | <p>「当該銀行のグループ会社等において」は、銀行持株会社を含むとの理解でよいか。</p> <p>本監督指針改正案に則り行う限りは、事実行為として実施可能であるとの理解でよいか。</p>  | ご理解のとおりです。 |
| 26 | <p>上記のとおり実証実験を銀行持株会社で実施し、銀行持株会社傘下に他業銀行業高度化等会社を設立する場合、「銀行」を「銀行持株会社」に読み替えて、拳証の主体は銀行持株会社になるとの理解でよいか。</p>  | ご理解のとおりです。 |
| 27 | <p>実証実験を行う「当該銀行のグループ会社等」には、銀行の子法人等（銀行法施行令第4条の2第2項）や関連法人等（同条第3項）も含まれるとの理解でよいか。</p> <p>他業銀行業高度化等会社の設立が必要な新規事業の検討では、子法人等や関連法人等も含めたグループ会社が持つ既存の商品・サービスとの組み合わせやノウハウの活用可能性の検討も想定される。そのため、実証実験には、子法人等や関連法人等も関与できることが望ましい。</p> | ご理解のとおりです。 |
| 28 | <p>既に設立済みの他業銀行業高度化等会社で新規事業を行うに際しての採算性・事業継続性等の検討のために、銀行又は設立済みの他業銀行業高度化等会社を含む銀行グループにおいて実</p>   | ご理解のとおりです。 |

|    |   |            |
|----|---|------------|
|    | 証実験を行うことも可能であるとの理解でよいか。   |            |
| 29 | 他業銀行業高度化等会社の設立要否を検証するために、既存の他業銀行業高度化等会社で実証実験を行い、結果として新会社ではなく既存の他業銀行業高度化等会社の新規事業として実施した方がよいという結論になるケースも想定される。その場合、認可時に個別に付された条件の遵守等を前提としつつ、既存の他業銀行業高度化等会社で新規事業として営めるという理解でよいか。 | ご理解のとおりです。 |